

## 特定処遇改善加算のイメージ

特定処遇改善加算  
(Ⅰ・Ⅱ・区分なし)

Ⅰ

Ⅱ

Ⅲ

Ⅳ

Ⅴ

処遇改善加算

■ 特定加算  
賃金改善対象職種は福祉・介護職員を含むあらゆる職種に可能性がある。

■ 現行加算  
賃金改善対象職種は福祉・介護職限定  
ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障がい福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員に限定

特定処遇改善加算は処遇改善加算の一類型ではなく、現行化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を取得している事業所について、さらに処遇の向上を目指すものです。(上乘せして算定できます。)

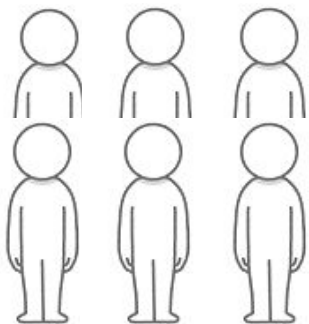


### 《算定のための要件》

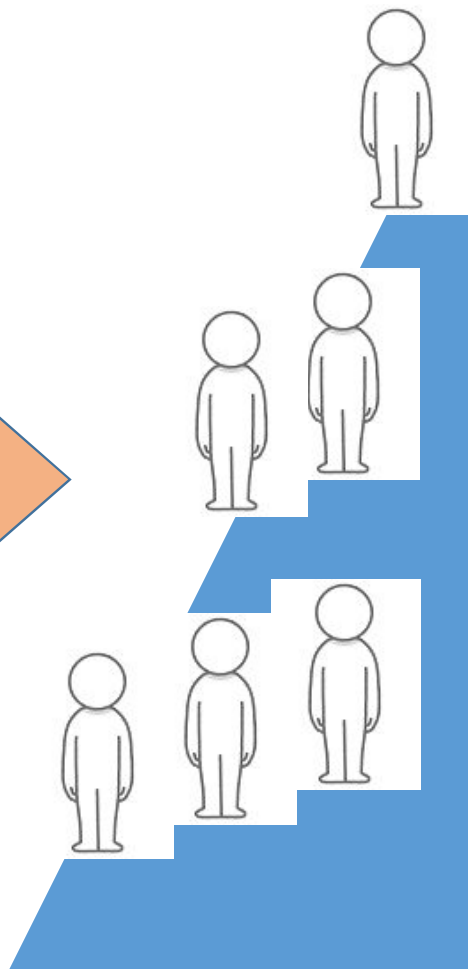
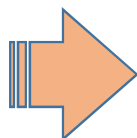
- ① 配置等要件 … 福祉専門職員配置等加算を算定していること(※)  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算)
- ② 現行加算要件 … 現行加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- ③ 職場環境等要件… 複数の取組を区分ごとに1つ以上実施し、その内容を全ての職員に周知していること。
- ④ 見える化要件 … 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。
  - ①～④の全ての要件を満たす → 特定加算(Ⅰ)の取得可能
  - ②～④の要件を満たす → 特定加算(Ⅱ)の取得可能

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては 配置等要件がないため、特定加算の区分は1つとなります。(=「区分なし」)

## 賃金改善の対象となるグループ分けのイメージ



事業所の全従業員を  
Group 1～3に  
分ける



届出単位は、事業所単位のほか法人単位でも可能です。  
法人単位で届出する場合は、加算対象事業所の全従業員を  
Group1からGroup3に分類してください。

→ **配分条件a**を満たす従業員の数は事業所数に応じて必要です！

### Group1【経験・技能のある障がい福祉人材】

◎ キャリア10年以上

- ・ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護職員
- ・ 心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

### Group2【他の障がい福祉人材】

◎ キャリア10年未満の

福祉・介護職員、心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

◎ キャリア10年以上の資格を持たない福祉・介護職員

### Group3【その他の職種】

◎ グループ1・2に属さないすべての職種

管理者、医療職（医師、看護職員、OT、PT、ST）、  
運転手、調理担当職員、栄養士、事務職員 など

## 賃金改善の対象となるグループ分けの変更特例

※ 変更特例を適用する職員がいる場合は、別紙様式2添付資料4の提出が必要です。

2段階UPは  
できません

### Group1【経験・技能のある障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年以上の
  - ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護職員
  - ・心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

### Group2【他の障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年未満の福祉・介護職員、心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責
- ◎ キャリア10年以上の資格を持たない福祉・介護職員

### Group3【その他の職種】

- ◎ グループ1・2に属さないすべての職種  
管理者、医療職（医師、看護職員、OT、PT、ST）、  
運転手、調理担当職員、栄養士、事務職員 など

#### 《 Group2からGroup1 》

- ◎ 研修等で専門的な技術を身につけた勤続10年以上の職員  
(例示：厚生労働省資料P15の表4)

#### 《 Group3からGroup2 》

- ◎ サービス種別ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に貢献している職員  
(例示：厚生労働省資料P15の表5)

Group3の職員のうち賃金改善前の賃金額がすでに年額440万円を超えている場合は変更できません



配分方法の例

Group 1

平均賃金改善額  
 $((450+350) - (378+254)) / 1.8人 = 93.3万円$

サービス管理責任者 1.0人  
 (勤続11年)

生活支援員 0.8人  
 (勤続10年、介護福祉士)

常勤換算  
 人数1.8人

どちらか1人  
 いればOK

平均改善月額 6万円/月  
 改善前賃金 378万円/年  
 改善後賃金 450万円/年

平均改善月額 8万円/月  
 改善前賃金 254万円/年  
 改善後賃金 350万円/年  
 → 常勤換算割戻後 437.5万円/年

条件a : G1のうち1人以上は、賃金改善見込額が月額平均8万円以上又は  
 改善後の賃金年額440万円以上であること  
 ※ すでに賃金年額が440万円以上の者がいる場合はこの条件はクリア

条件b : G1の平均賃金改善額が  
 G2の2倍以上なので  
 クリア

Group 2

平均賃金改善額  
 $((420 + 200) - (380 + 190)) / 1.5人 = 33.3万円$   
 改善後の平均賃金額  
 $(420 + 200) / 1.5人 = 413.3万円$

生活支援員 1.0人  
 (勤続4年)

生活支援員 0.5人  
 (勤続1年)

常勤換算  
 人数1.5人

改善前賃金 380万円/年  
 改善後賃金 420万円/年

改善前賃金 190万円/年  
 改善後賃金 200万円/年

条件c : G2の平均賃金改善額が G3の2倍以上ではないが、  
 G3の平均賃金額がG2の平均賃金額を上回って  
 いないのでクリア

Group 3

常勤換算人数3.1人  
 実人数4人

看護師 1.0人  
 (勤続4年)

管理者 1.0人  
 (勤続5年)

運転手 0.3人  
 (勤続7年)

事務員 0.8人  
 (勤続5年)

年額440万円を超  
 えているので改善  
 対象にはできませ  
 ん！  
 ただし、平均時の  
 母数には算入可

G3だけは実  
 人数による平  
 均も可能！！

平均賃金改善額  
 常勤換算  $((450 + 440 + 130 + 280) - (450 + 380 + 105 + 255)) / 3.1人 = 35.5万円$   
 実人数  $((450 + 440 + 130 + 280) - (450 + 380 + 105 + 255)) / 4人 = 27.5万円$   
 改善後の平均賃金額  
 常勤換算  $(450 + 440 + 130 + 280) / 3.1人 = 419.4万円$   
 実人数  $(450 + 440 + 130 + 280) / 4人 = 325万円$

改善前賃金  
 450万円/年

改善前賃金 380万円/年  
 改善後賃金 440万円/年

改善前賃金 105万円/年  
 改善後賃金 130万円/年

改善前賃金 255万円/年  
 改善後賃金 280万円/年

条件d : G3の賃金改善後の賃金見込額が全員年額  
 440万円を上回っていないのでクリア